

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当・特例給付支給事由消滅処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、平成 29 年 1 月 20 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件処分における消滅理由が「その他」のみとされていることを示した上で、「理由もわかりませんので、処分の取消しを望みます。」と記載しており、本件処分の理由が不明であることを理由として、本件処分は違法であると主張するものである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 9月 1日	諮問
平成29年10月17日	審議（第14回第2部会）
平成29年12月 1日	審議（第15回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号は、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（同号イ。以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母であって、日本国内に住所を有する者に対して支給すると定める。

また、同条4項は、児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合であって、当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、生計を同じくするものとみなすと定める。

- (2)ア 法7条は、法4条1項1号に係る児童手当の支給要件に該当する者（以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長の認定を受けなければならないと定める。

法施行規則1条の4は、法7条の認定請求は所定の請求書

を市町村長に提出することによって行うと定め（同条1項）、一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類を請求書に添えなければならないと定める（同条2項7号）。

イ 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付府子本430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「統括官通知」という。）10条2項は、請求者が法4条4項の支給要件に該当する者（以下「同居父母」という。）として認定請求した場合は、市町村長は、法施行規則1条の4第2項7号の規定に基づき添付される書類（申立書及び当該申立に係る事実を証明する書類）により確認することと定め（統括官通知10条2項1号カ）、同条3項は、前項の規定により審査した結果、同居父母に受給資格があるものと確認したときは、当該同居父母以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、様式8号（「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）」）により通知すると定めている（同項5号）。

統括官通知は、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言に当たるものとされている。

ウ 児童手当Q&A集（平成25年9月30日付厚生労働省児童手当管理室発行）問6-1は、離婚協議中で父と別居しているが、父から生活費を受け取っているような場合でも同居優先が適用されるかとの問いに対し、離婚協議中で別居して

いる場合は、生計を同じくしないと認められるため、児童と同居している者を（一般受給資格者として）認定することになるとし、また、問6-4は、「同居優先」が適用される場合の確認書類の一つとして、離婚調停期日呼出状の写しを挙げている。

- (3) また、統括官通知22条は、受給事由消滅届の提出がない場合であっても、法4条4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるにいたった場合、市町村長は、職権に基づき、児童手当等の支給事由が消滅したものとして、様式12号による通知書（「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」）を作成し、受給者に通知することを定めている（同条2号、21条2号）。

2 以上を踏まえ、本件処分について検討する。

- (1) 本件母は、本件児童とともに転出先自治体に転入届を提出し、その際、本件離婚調停通知書を添えて本件児童に係る児童手当の受給申請を行ったところ、転出先自治体の長は、本件母に法4条4項の規定が適用されることから、同母を同条1項1号に掲げる者として支給要件に該当するとして、本件児童に係る児童手当の受給資格があるものと認定し、その旨を〇〇市に対して通知したことが認められる。

処分庁は、上記転出先自治体の長により本件母に対する児童手当受給資格の認定が行われた旨の通知により、請求人が本件児童に係る児童手当の受給資格を喪失したことから、請求人に対して本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、これらの一連の措置は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものであることが認められる。

- (2) しかしながら、行政手続法14条の規定によれば、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当

該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（1項）とされ、同項ただし書の場合においては、行政庁は、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、理由を示さなければならない（2項）とされている。

これを本件についてみると、本件処分通知書の児童手当の消滅の理由欄には、「その他」とのみ記載されており、この記載のみから請求人において、本件処分の理由を理解することは不可能である。また、差し迫った必要がある場合には、処分後相当の期間内に、理由を示さなければならないとされているが、本件では、本件審査請求が提訴された後に児童手当の消滅の理由を文書で請求人宛てに通知したことが認められ、処分後相当の期間内に理由が示されたとは到底言えないものである。

行政手続法が不利益処分に理由の提示を求める趣旨が、最高裁判所平成23年6月7日判決が判示するとおり「行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあることに鑑みれば、処分の理由は、処分の名宛人においてその記載自体からその具体的内容を明確に了知しうるものであることが必要である。

当審査会としては、本件処分の理由の提示は、記載自体からその具体的内容を明確に了知しうるものではなく、本件処分は、行政手続法14条1項本文の定める要件を欠いた違法な処分というべきであって、取消しを免れないものであると考える。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来